

# 第 I 編 総 則

## 第 1 章 目 的

行橋市地域防災計画は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、行橋市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興についての事項を定め、行橋市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、防災活動を総合的かつ効率的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保の万全を期することを目的とする。

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 行橋市  
県 : 福岡県  
基 本 法 : 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)  
地 域 防 災 計 画 : 災害対策基本法第 42 条に基づき行橋市防災会議が作成する行橋市地域防災計画  
県地域防災計画 : 災害対策基本法第 40 条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画  
県 地 方 本 部 : 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部  
本 部 長 : 行橋市災害対策本部長  
県 本 部 長 : 福岡県災害対策本部長  
県 地 方 本 部 長 : 福岡県災害対策地方本部長  
消 防 本 部 : 行橋市消防本部  
消 防 団 : 行橋市消防団  
教 育 施 設 等 : 校区公民館、学習等供用施設、小・中学校、及びその他の附属施設等  
災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(災害対策基本法第 2 条)